

令和 5 年 9 月

第 16 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 予算 >

- 議案第 7 1 号 令和 5 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 7 2 号 令和 5 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）

< 条例 >

- 議案第 7 3 号 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 7 4 号 尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 7 5 号 尼崎市立たじかの園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 7 6 号 尼崎市旅館業に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 7 7 号 尼崎市小田南公園周辺地域活性化基金条例について
議案第 7 8 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 7 9 号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

< その他 >

- 議案第 8 0 号 丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
議案第 8 1 号 工事請負契約について（本庁舎北館受変電設備改修工事）
議案第 8 2 号 工事請負契約について（教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事）
議案第 8 3 号 工事請負契約について（教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち電気設備工事）
議案第 8 4 号 工事請負契約について（教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち機械設備工事）
議案第 8 5 号 令和 4 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処

分について

- 議案第 86 号 令和 4 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 87 号 令和 4 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 88 号 令和 4 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 89 号 工事請負契約について（南武庫之荘改良住宅昇降機設置工事）
- 議案第 90 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）
- 議案第 91 号 工事請負契約について（防災センター大規模改修工事）
- 議案第 92 号 工事請負契約について（防災センター大規模改修工事のうち機械設備工事）

予 算

議案第 7 1 号

令和 5 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 1 1 7, 6 2 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 3, 1 4 6, 0 6 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

令和 5 年 9 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		56,967,266	67,751	57,035,017
	10 国庫補助金	10,147,278	67,751	10,215,029
55 寄付金		547,324	301,000	848,324
	05 寄付金	547,324	301,000	848,324
60 繰入金		3,999,710	509,800	4,509,510
	10 基金繰入金	3,875,152	509,800	4,384,952
65 繰越金		18,695	1,462,401	1,481,096
	05 繰越金	18,695	1,462,401	1,481,096
70 諸収入		8,827,615	3,776,675	12,604,290
	25 収益事業収入	412,799	3,776,675	4,189,474
歳入合計		217,028,437	6,117,627	223,146,064

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		16,500,138	6,015,095	22,515,233
	05 総務管理費	13,171,763	5,943,123	19,114,886
	15 戸籍住民基本台帳費	1,431,516	65,765	1,497,281
	20 選挙費	181,743	6,207	187,950
15 民生費		115,445,265	△ 4,844	115,440,421
	05 社会福祉費	45,949,072	4,356	45,953,428
	25 青少年費	1,773,601	△ 9,200	1,764,401
35 商工費		3,586,335	101,000	3,687,335
	05 商工費	3,586,335	101,000	3,687,335
50 教育費		18,072,910	6,376	18,079,286
	40 保健体育費	4,964,772	6,376	4,971,148
歳出合計		217,028,437	6,117,627	223,146,064

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
15 民生費	05 社会福祉費	(仮称)健康ふれあい 体育館整備事業	144,897
50 教育費	40 保健体育費	(仮称)健康ふれあい 体育館整備事業	338,226

第3表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事項	期間	限度額
電子計算関係事業	令和11年度	1,180,399
生涯学習プラザ等整備事業	令和6年度	10,243
戸籍住民基本台帳事務等関係事業	令和6年度	20,778
青少年いこいの家施設整備事業	令和6年度	15,262
地区体育館整備事業	令和6年度	9,569

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 5 号)

議71-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	56,967,266	67,751	57,035,017			
10 項 国庫補助金	10,147,278	67,751	10,215,029			
10 目 総務費補助金	4,720,019	67,751	4,787,770	デジタル基 盤改革支援 補助金	67,751	○ (総務局) 補助率 10/10 「自治体情報システムの標準化・共通化」 に向けて、基幹系システムの構築を行うこ とに伴う補正

--

歳 入

55 寄付金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
55 款 寄 付 金	547,324	301,000	848,324			
05 項 寄 付 金	547,324	301,000	848,324			
10 目 総務費寄付金	283,304	200,000	483,304	総務費寄付金	200,000	○ (総合政策局) 文化振興基金寄付金 200,000 寄付金の増加に伴う補正
35 目 商工費寄付金	25,663	101,000	126,663	商工費寄付金	101,000	○ (経済環境局) みんなの尼崎城基金寄付金 100,000 寄付金の増加に伴う補正 小田南公園周辺地域活性化基金寄付金 1,000 寄付の開始に伴う補正

議71-8

歳入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	3,999,710	509,800	4,509,510			
10 項 基金繰入金	3,875,152	509,800	4,384,952			
05 目 財政調整基金繰入金	2,062,767	519,000	2,581,767	財政調整基 金繰入金	519,000	○ (資産統括局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 519,000
12 目 公共施設整備保全基金繰入金	551,451	△9,200	542,251	公共施設整 備保全基金 繰入金	△9,200	○ (資産統括局) 青少年いこいの家の設計業務委託の内容を 見直すことに伴う補正 △9,200

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	18,695	1,462,401	1,481,096			
05 項 繰越金	18,695	1,462,401	1,481,096			
05 目 繰越金	18,695	1,462,401	1,481,096	繰越金	1,462,401	○ (資産統括局) 補正財源として繰越金を補正 1,462,401

議71-10

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	8,827,615	3,776,675	12,604,290			
25 項 収益事業収入	412,799	3,776,675	4,189,474			
15 目 競艇場事業収入	320,000	3,776,675	4,096,675	競艇場事業 収入	3,776,675	○ (資産統括局) モーターボート競走事業会計における未処 3,776,675 分利益剰余金の処分に伴う補正

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	16,500,138	6,015,095	22,515,233	特定財源 263,395 一般財源 5,751,700			
05 項 総務管理費	13,171,763	5,943,123	19,114,886	特定財源 200,000 一般財源 5,743,123			
05 目 一般管理費	6,676,676	8,216	6,684,892	一般財源 8,216	11 役 務 費	4,769	○ 電子計算関係事業費（総務局） 「自治体情報システムの標準化・共通化」に 向けて、基幹系システムの構築を行うことに 伴う補正
					12 委 託 料	3,447	
55 目 財産管理費	3,093,643	5,194,675	8,288,318	一般財源 5,194,675	24 積 立 金	5,194,675	○ 財政調整基金積立金（資産統括局） 決算剰余金の2分の1相当額及び国庫・県支 出金の返還見込額の積立に伴う補正
							○ 公共施設整備保全基金積立金 収益事業収入の積立に伴う補正
61 目 市民活動推 進費	774,113	21,232	795,345	一般財源 21,232	14 工事請負費	20,740	○ 暴力団排除活動支援基金積立金（危機管理安 全局） 令和4年度に積立ができなかったふるさと納 税寄付金の積立に伴う補正
					24 積 立 金	492	

議71-12

歳 出
10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
							○ 生涯学習プラザ等整備事業費（総合政策局） 20,740 武庫東生涯学習プラザ及び園田西生涯学習プラザ・園田体育館複合施設の空調設備の改修を行うことに伴う補正
63 目 文化振興費	452,743	200,000	652,743	その他 200,000	24 積 立 金	200,000	○ 文化振興基金積立金（総合政策局） 200,000 文化振興基金への寄付金の積立に伴う補正
70 目 諸 費	1,307,120	519,000	1,826,120	一般財源 519,000	22 償還金、利子及び割引料	519,000	○ 税外収入還付金（資産統括局） 519,000 過大交付され返還が必要となる国庫・県支出金等に係る予算の増額に伴う補正

歳 出
10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 戸籍住民基本台帳費	1,431,516	65,765	1,497,281	特定財源 58,839 一般財源 6,926			
05 目 戸籍住民基本台帳費	1,431,516	65,765	1,497,281	国庫支出金 58,839 一般財源 6,926	12 委 託 料	58,839	○ 戸籍住民基本台帳事務等関係事業費（総務局 ） 「自治体情報システムの標準化・共通化」に 向けて、基幹系システムの構築を行うことに 伴う補正
					13 使用料及び 賃借料	6,926	

議71-14

歳 出
10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 選 挙 費	181,743	6,207	187,950	特定財源 4,556 一般財源 1,651			
05 目 選挙管理委 員会費	96,344	6,207	102,551	国庫支出金 4,556 一般財源 1,651	12 委 託 料	6,207	○ 選挙人名簿システム等構築事業費（選挙管理 委員会事務局） 「自治体情報システムの標準化・共通化」に 向けて、基幹系システムの構築を行うことに 伴う補正

歳 出
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	115,445,265	△4,844	115,440,421	特定財源 △4,844 一般財源 0			
05 項 社会福祉費	45,949,072	4,356	45,953,428	特定財源 4,356 一般財源 0			
40 目 年金費	45,070	4,356	49,426	国庫支出金 4,356	12 委 託 料	4,356	○ 国民年金事務関係事業費（保健局） 4,356 「自治体情報システムの標準化・共通化」に 向けて、基幹系システムの構築を行うことに 伴う補正

議71-16

歳 出
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 青少年費	1,773,601	△9,200	1,764,401	特定財源 △9,200 一般財源 0			
10 目 青少年費	146,364	△9,200	137,164	その他 △9,200	12 委 託 料	△9,200	○ 青少年いこいの家施設整備事業費（こども青 少年局） 青少年いこいの家の設計業務委託の内容を見 直すことに伴う補正

--	--	--	--	--	--	--	--

歳 出

35 商工費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 款 商工費	3,586,335	101,000	3,687,335	特定財源 101,000 一般財源 0			
05 項 商工費	3,586,335	101,000	3,687,335	特定財源 101,000 一般財源 0			
35 目 観光費	116,923	101,000	217,923	その他 101,000	24 積立金	101,000	○ みんなの尼崎城基金積立金（経済環境局） 100,000 みんなの尼崎城基金への寄付金の積立に伴う 補正 ○ 小田南公園周辺地域活性化基金積立金 1,000 小田南公園周辺地域活性化基金への寄付金の 積立に伴う補正

議71-18

歳 出
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	18,072,910	6,376	18,079,286	特定財源 0 一般財源 6,376			
40 項 保健体育費	4,964,772	6,376	4,971,148	特定財源 0 一般財源 6,376			
15 目 社会体育費	1,056,967	6,376	1,063,343	一般財源 6,376	14 工事請負費	6,376	○ 地区体育館整備事業費（教育委員会事務局） 園田西生涯学習プラザ・園田体育館複合施設 の空調設備の改修を行うことに伴う補正

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費	(仮称)健康ふれあい 体育館整備事業	144,897	資材の納期遅延により、工事の年度内完了が見込めないため
50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費	(仮称)健康ふれあい 体育館整備事業	338,226	資材の納期遅延により、工事の年度内完了が見込めないため

議71-20

3 債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	令和4年度末までの 支 出 額		令 和 5 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他		
電 子 計 算 関 係 事 業	1,180,399			令和11年度まで	1,180,399				1,180,399	
生 涯 学 習 プ ラ ザ 等 整 備 事 業	10,243			令和6年度まで	10,243				10,243	
戸 籍 住 民 基 本 台 帳 事 務 等 関 係 事 業	20,778			令和6年度まで	20,778				20,778	
青 少 年 い こ い の 家 施 設 整 備 事 業	15,262			令和6年度まで	15,262				15,262	
地 区 体 育 館 整 備 事 業	9,569			令和6年度まで	9,569				9,569	

議案第 7 2 号

令和 5 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算
(第 1 号)

令和 5 年度尼崎市の特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 1 号)
は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

令和 5 年 9 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム関係事業	令和6年度	530,416

特 別 会 計

国民健康保険事業費予算説明書

(補正1号)

議72-4

1 債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	令和4年度末までの 支 出 額		令 和 5 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
国民健康保険システム関係事業	530,416			令和6年度まで	530,416	530,416				

条 例

議案第 73 号

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例について

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 27 年尼
崎市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 中「、次のいずれかに該当するときは」を削り、「の請
求」を「について次の各号のいずれかに該当するときは、その請求」に
改め、同条第 1 号中「おける」を「必要となる」に改め、同条中第 2 号
を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 当該職員が、その養育する児童が在籍する学校又は保育施設の全
部又は一部が市規則で定める事由により臨時に休業した場合に当該
児童について必要となる世話をするため、勤務しないことが相当で
あると認められる場合

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規
定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に
関する条例第 13 条の 2（第 2 号に係る部分に限る。）の規定による
休暇の付与の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

(説 明)

子の看護等の子育てのための休暇の取得要件を拡大するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 74 号

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する
条例について

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する
条例

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成 7 年尼崎市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「は、」の次に「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項及び」を加え、「準用する場合を」を「読み替えて準用する場合を」に、「第 44 条」を「第 26 条の 8」に、「含む。）及び」を「含む。）又は」に、「職員（」を「職員で市に派遣されたもの（」に、「準用する場合に」を「災害対策基本法第 32 条第 1 項を読み替えて準用する場合に」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 1 条の規定は、令和 5 年 9 月 1 日（以下「基準日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 基準日からこの条例の施行の日の前日までの間において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 26 条の 8 に規定する職員で市に派遣されたものに支給された金銭で、改正後の条例の規定を適用したならば支給されることとなる特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に相当するものについては、改正後の条例の規

定により支給された特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とみなす。

(説 明)

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和５年法律第１４号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 75 号

尼崎市立たじかの園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立たじかの園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市立たじかの園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立たじかの園の設置及び管理に関する条例（昭和 41 年尼崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の 1 項を加える。

（一時移転先）

- 2 令和 5 年 10 月 1 日から規則で定める日までの間に限り、たじかの園の位置は、第 3 条の規定にかかわらず、尼崎市西難波町 6 丁目 12 番 1 号とする。

付 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（説 明）

尼崎市立たじかの園を一時移転するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第76号

尼崎市旅館業に関する条例の一部を改正する条例について
尼崎市旅館業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市旅館業に関する条例の一部を改正する条例
尼崎市旅館業に関する条例（平成20年尼崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第9条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改め、同条第2号中「第29条の規定によりこれに相当する施設として指定された施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

第10条中「第3条第4項」の次に「（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）」を加える。

第12条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第9条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 77 号

尼崎市小田南公園周辺地域活性化基金条例について

尼崎市小田南公園周辺地域活性化基金条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市小田南公園周辺地域活性化基金条例

(設置)

第 1 条 阪神タイガースのファーム施設の誘致を契機とした小田南公園の周辺地域の活性化に資する事業（以下「地域活性化事業」という。）に要する経費の財源を確保するため、尼崎市小田南公園周辺地域活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 地域活性化事業に要する経費に充てるための寄付金の額
- (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

尼崎市小田南公園周辺地域活性化基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 78 号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 4 項を削り、同表第 5 項中「政令」を「租税特別措置法施行令（以下この表において「政令」という。）」に改め、同項を同表第 4 項とし、同表第 6 項を同表第 5 項とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の尼崎市建築物等関係事務手数料条例別表第 2 第 4 項の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）附則第 32 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する土地等の譲渡に係る租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 145 号）第 1 条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 20 条の 2 第 14 項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査については、なおその効力を有する。この場合において、同表第 4 項中「租税特別措置法施行令（以下この表において「政令」という。）第 20 条の 2 第 14 項又は第 38 条の 4 第 24 項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）附則第 32 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する土地等の譲渡に係る租税特別措置法施行令等の

一部を改正する政令（令和５年政令第１４５号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第２０条の２第１４項」と読み替えるものとする。

（説 明）

特定の民間再開発事業の廃止に伴い、同事業の認定申請に対する審査に係る手数料の規定を削除するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第79号

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例

尼崎市火災予防条例（昭和37年尼崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「屋根」の次に「。第30条の3第2項、第40条第3項及び第41条第1項を除き、以下同じ。」を加え、同項ただし書中「支障のない措置を講じた」を「支障がない」に改める。

第12条第1項中「全出力」を「全出力が」に、「以下のもの」を「以下であるもの」に改め、同項第3号中「作られた」及び「造った」を「造られた」に改め、「（天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。）」を削り、「を設けた」を「が設けられた」に改め、同項ただし書中「支障のない措置を講じた」を「支障がない」に改め、同項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削り、同項第3号の3中「第3号の壁等を」を「不燃材料で造られた壁等で」に、「すき間」を「隙間」に改め、同項第6号及び第7号中「のある」を「が設けられた」に改め、同項第9号中「もの」を「者」に、「設備」を「変電設備」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 屋外に設ける変電設備にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものにあっては、この限りでない。

- (1) 柱上又は道路上に設ける電気事業者用のもの
- (2) 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- (3) 消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの

第12条第3項中「及び道路」を「又は道路」に改める。

第12条の2第1項第2号中「^{きょう}筐体」の前に「その」を加え、同項第4号中「雨水等」の前に「その^{きょう}筐体には、」を加える。

第14条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下であるもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下であるものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを除く。第55条を除き、以下同じ。）の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。
- (2) 開放型の鉛蓄電池を用いるものにあつては、その電槽は耐酸性の床又は台の上に設けること。
- (3) 屋外に設ける蓄電池設備にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。

ア 柱上又は道路上に設ける電気事業者用のもの

イ 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ウ 延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの

エ 消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの

第14条第2項中「前項」の次に「（第3号を除く。）」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「前項」を「第1項」に、「第2項並びに本条第1項」を「第12条の2第1項第4号」に改め、同項を同条第3項とする。

第55条第9号中「全出力」を「全出力が」に、「のもの並びに柱上及び」を「であるもの及び柱上又は」に改め、同条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下であるものを除く。）」を加える。

別表第1中

「

				据置型のレンジ	21 キロワット以下	80	0	—	0
電	電	不燃	電気こんろ及び電気レンジ並びに電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8 キロワット以下（1口当たり2キロワットを超え、3キロワット以下）	100	2	2	2

を

」

「

				据置型のレンジ	21 キロワット以下	80	0	—	0
固	体	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
		不燃	同上	同上	—	80	30	—	30
電	電	不燃	電気こんろ及び電気レンジ並びに電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8 キロワット以下（1口当たり2キロワットを超え、3キロワット以下）	100	2	2	2

に

」

改め、同表備考1中「液体燃料」の次に「、固体燃料」を加え、「又は電気」を「、固体燃料を使用する設備又は電気」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている尼崎市火災予防条例（以下「火災予防条例」という。）第9条の2第1項に規定する燃料電池発電設備、この条例による改正後の火災予防条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項に規定する変電設備又は内燃機関を原動力とする発電設備に該当するもののうち、同項第3号の2（同条第3項並びに火災予防条例第9条の2第1項及び第3項並びに第13条第2項及び第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適合しないものに係る位置に関する基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に該当するもの（次項に規定するものを除く。）のうち、同条第1項又は同条第2項若しくは第3項において準用する改正後の条例第12条第1項第3号の2の規定に適合しないものに係る位置及び構造に関する基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に該当するもの（この条例による改正前の火災予防条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に該当しないものに限る。）でこの条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されるもののうち、改正後の条例第14条第1項の規定、同条第2項において準用する同項に規定する規定又は同条第3項において準用する同項に規定する規定に適合しないものについては、これらの規定は、適用しない。

(説明)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対

象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和５年総務省令第４８号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 80 号

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

丹波少年自然の家事務組合を解散することに伴う財産処分について関係地方公共団体で協議を行うため、議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

丹波少年自然の家事務組合の財産を次のとおり処分する。

- (1) 丹波少年自然の家事務組合の解散時に保有する一切の財産、権利等は丹波市に帰属させる。
- (2) 前号に伴い必要となる経費については、関係地方公共団体が負担することとし、組合に拠出する。

(説 明)

令和 6 年 3 月 31 日限りで丹波少年自然の家事務組合を解散することに伴う財産の処分について、関係地方公共団体で協議を行う必要があるため、地方自治法第 290 条の規定により、本案を提出する。

議案第 81 号

工事請負契約について

本庁舎北館受変電設備改修工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 本庁舎北館受変電設備改修工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号
工事概要 電気設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 4 5 8 , 7 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市武庫之荘 6 丁目 2 4 番 1 6 号
不二電気工事株式会社
代表取締役 藤 田 文 基 |

(説 明)

本庁舎北館受変電設備改修工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容	
電 気	電気設備工事	
	幹線設備工事	一式
	受変電設備工事	一式
	発電設備工事	一式
	中央監視設備工事	一式
	その他付帯設備工事	一式

議案第 82 号

工事請負契約について

教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号
工事概要 改修工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 259,183,100 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市南塚口町 6 丁目 10 番 37 号
株式会社大辰
代表取締役 辰 己 誠 |

(説明)

教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	外壁改修工事、屋上防水改修工事、トイレ改修工事、 建具改修工事、内装改修工事及び外構工事 教育・障害福祉センター 鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建て 1棟 延べ面積 6,453.51平方メートル 立花体育館 鉄筋コンクリート造一部プレストレストコンク リート梁工法 地上2階建て 1棟 延べ面積 1,848.21平方メートル

議案第 83 号

工事請負契約について

教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち電気設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち電気設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号
工事概要 電気設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 282,370,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市西難波町 2 丁目 4 番 27 号
株式会社小川電設
代表取締役 小 川 元 |

(説 明)

教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち電気設備工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
電 気	電気設備工事
	電灯設備工事 一式
	動力設備工事 一式
	受変電設備工事 一式
	発電設備工事 一式
	中央監視制御設備工事 一式

議案第 84 号

工事請負契約について

教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち機械設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 273,460,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市南初島町 10 番地 149
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 史 明 |

(説 明)

教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち機械設備工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

議案第 85 号

令和 4 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

	尼崎市長 松 本 眞
1 当年度未処分利益剰余金	1, 221, 774, 274 円
2 処分方法及び処分数額	
(1) 建設改良積立金の積立て	921, 774, 274 円
(2) 資本金への組入れ	300, 000, 000 円

(説明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 86 号

令和 4 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処
分について

令和 4 年度尼崎市工業用水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次の
とおり処分するため、議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

	尼崎市長 松 本 眞
1 当年度未処分利益剰余金	590,196,752円
2 処分方法及び処分額	
(1) 建設改良積立金の積立て	390,196,752円
(2) 資本金への組入れ	200,000,000円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 87 号

令和 4 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

令和 4 年度尼崎市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり
処分するため、議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

	尼崎市長 松 本 眞
1 当年度未処分利益剰余金	3, 768, 898, 012 円
2 処分方法及び処分数額	
(1) 建設改良積立金の積立て	2, 768, 898, 012 円
(2) 資本金への組入れ	1, 000, 000, 000 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 88 号

令和 4 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰
余金の処分について

令和 4 年度尼崎市モーターボート競走事業会計に係る未処分利益剰余
金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

	尼崎市長	松	本	眞
1 当年度未処分利益剰余金	9, 984,	171,	146	円
2 処分方法及び処分額				
(1) 建設改良積立金の積立て	700,	000,	000	円
(2) 一般会計繰出金	3, 776,	674,	878	円
(3) 資本金への組入れ	141,	209,	614	円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 89 号

工事請負契約について

南武庫之荘改良住宅昇降機設置工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 南武庫之荘改良住宅昇降機設置工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市南武庫之荘 10 丁目 62 番 3 号ほか
工事概要 昇降機設置工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1, 122, 000, 000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 三田工務店・モリテック共同企業体
代表者
尼崎市道意町 3 丁目 1 番地
株式会社三田工務店
代表取締役 三 田 恭 男 |

(説 明)

南武庫之荘改良住宅昇降機設置工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	3号棟昇降機設置工事 鉄骨造 3階建て 1棟 延べ面積 49.75平方メートル 昇降機設備 13人乗り(2方向) 1基
	4・6・8号棟昇降機設置工事 4号棟 鉄骨造 5階建て 1棟 延べ面積 48.63平方メートル 昇降機設備 13人乗り(2方向) 1基
	6号棟 鉄骨造 5階建て 1棟 延べ面積 44.10平方メートル 昇降機設備 9人乗り(1方向) 1基
	5・7号棟昇降機設置工事 鉄骨造 4階建て 1棟 延べ面積 33.42平方メートル 昇降機設備 13人乗り(2方向) 1基
	9号棟昇降機設置工事 鉄骨造 5階建て 1棟 延べ面積 62.00平方メートル 昇降機設備 13人乗り(2方向) 1基
	10号棟昇降機設置工事 鉄骨造 4階建て 1棟 延べ面積 56.52平方メートル 昇降機設備 13人乗り(2方向) 1基
	11号棟昇降機設置工事

鉄骨造 5階建て 1棟
延べ面積 78.40平方メートル
昇降機設備 9人乗り（1方向） 1基

13号棟昇降機設置工事
鉄骨造 5階建て 1棟
延べ面積 46.10平方メートル
昇降機設備 13人乗り（2方向） 1基

16号棟昇降機設置工事
鉄骨造 3階建て 1棟
延べ面積 41.58平方メートル
昇降機設備 13人乗り（2方向） 1基

17号棟昇降機設置工事
鉄骨造 5階建て 1棟
延べ面積 47.18平方メートル
昇降機設備 9人乗り（1方向） 1基

18号棟昇降機設置工事
鉄骨造 3階建て 1棟
延べ面積 35.19平方メートル
昇降機設備 13人乗り（2方向） 1基

20号棟昇降機設置工事
鉄骨造 3階建て 1棟
延べ面積 40.59平方メートル
昇降機設備 13人乗り（2方向） 1基

21号棟昇降機設置工事
鉄骨造 4階建て 1棟
延べ面積 77.88平方メートル
昇降機設備 13人乗り（2方向） 1基

議案第90号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

令和5年9月5日提出

尼崎市長 松 本 眞

- 1 事 件 名 建物明渡し等請求事件
保証債務履行請求事件
- 2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部
- 3 当 事 者 原 告
尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 松 本 眞

被 告

同

同

同

- 4 事件の概要 (1) 原告本市は、滞納家賃を支払わない本市市営住宅の入居者たる被告 [REDACTED] に対して、滞納家賃を所定期限内に支払うべきこと及び当該期限内に支払わないときは市営住宅の賃貸借契約を解除

するのでこれを明け渡すべきことを通告したが、同被告は滞納家賃を支払わず、また、その入居する市営住宅を明け渡す意思も全くみられないので、滞納家賃の支払及び当該市営住宅の明渡しとともに明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金（以下「使用損害金」という。）の支払の判決を求めるもの

(2) 原告本市は、滞納家賃を支払わない本市市営住宅の入居者たる被告■■■■■に対して、滞納家賃を所定期限内に支払うべきこと及び当該期限内に支払わないときは市営住宅の賃貸借契約を解除するのでこれを明け渡すべきことを通告したが、同被告は滞納家賃を支払わず、また、その入居する市営住宅を明け渡す意思も全くみられないので、滞納家賃の支払及び当該市営住宅の明渡しとともに明渡しに至るまでの使用損害金の支払の判決を求めるもの

(3) 原告本市は、本市市営住宅の入居により被告■■■■■に生じる債務の連帯保証人である被告■■■■■に対して、被告■■■■■が支払うべきである滞納家賃及び使用損害金の額に相当する額の金員の支払の判決を求めるもの

(4) 原告本市は、滞納となっている使用料（以下「滞納使用料」という。）を支払わず、使用許可期間を過ぎても住戸の返還手続を行っていない本市市営住宅の使用者たる被告■■■■■に対して、滞納使用料を所定期限内に支払うべきこと及び市営住宅を明け渡すべきことを通告したが、同被告は滞納使用料を支払わず、また、その使用する市営住宅を明け渡す意思も全くみられないので、滞納

使用料の支払及び当該市営住宅の明渡しとともに明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停、当事者の追加又は変更その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第 91 号

工事請負契約について

防災センター大規模改修工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 防災センター大規模改修工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市昭和通 2 丁目 6 番 7 5 号
工事概要 改修工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1 9 4 , 7 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市西立花町 3 丁目 1 番 1 号
株式会社サージ・コア
代表取締役 仲 野 和 子 |

(説 明)

防災センター大規模改修工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	外壁改修工事、屋上防水改修工事、建具改修工事、内装改修工事及び屋外改修工事 鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建て 1棟 延べ面積 4,753.28平方メートル

議案第92号

工事請負契約について

防災センター大規模改修工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和5年9月5日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 防災センター大規模改修工事のうち機械設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市昭和通2丁目6番75号
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 189,662,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市南初島町10番地149
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 史 明 |

(説明)

防災センター大規模改修工事のうち機械設備工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事 空気調和設備工事 一式 給排水衛生設備工事 一式 屋外工事 一式 撤去工事 一式